

東日本大震災に関する緊急要請一覧

| No. | 要望日 | タイトル | 要望先 | 具体的要望内容 | 要望者名 |
|-----|-----------|--|---|--|--|
| 1 | H23年3月15日 | 計画停電の適切な実施とガソリン・重油等の安定供給の確保に関する緊急要請 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 | ①計画停電の実施については、住民生活の影響を極力軽減すること ②ガソリン・重油等の安定供給に向けた対策を早急に講じること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 2 | H23年3月17日 | 燃料等の安定供給及び計画停電の適切な実施等に関する緊急要請 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 経済産業大臣 海江田万里 | ①燃料の安定供給のための対策を早急に講じること ②実施時間帯については固定し、通電時間を20時間/日を下回らないようにすること ③今後の中小企業の生産活動への影響に対し、支援策を講じること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 3 | H23年3月17日 | 計画停電の適切な実施に関する緊急要請 | 東京電力株式会社 取締役社長 清水 正孝 | 実施時間帯については固定し、通電時間を20時間/日を下回らないようにすること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 4 | H23年3月17日 | ごみ・し尿の収集・処理業務に必要な石油系燃料の優先配分に係る緊急要請 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 | 市町村等のごみ・し尿の収集・処理業務に対して、施設運転に必要な石油系燃料を優先配分すること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 5 | H23年3月20日 | 東北地方太平洋沖地震に伴う農業者等への支援に関する緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 農林水産大臣 鹿野道彦 総務省消防庁長官 久保信保 | ①農協等共同利用施設及び農地・農業用施設等の災害復旧について、速やかに支援措置を講じること ②燃料の安定供給のための対策を早急に講じること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 6 | H23年3月21日 | 福島第一原子力発電所災害に伴う農産物の出荷制限に係る農業者等への支援に関する緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 農林水産大臣 鹿野道彦 総務省消防庁長官 久保信保 | ①飲食摂取にかかる適切かつ正確な情報を提供し、周知を図ること ②出荷制限された農産物を生産する農業者に対して、補償等適切な支援措置を講ずること ③出荷制限された農産物の制限解除に向けて、定期的にモニタリング調査を実施すること ④風評被害対策を講じること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 7 | H23年3月23日 | 計画停電の実施に伴う医療機関への配慮に関する緊急要請 | 東京電力株式会社 取締役社長 清水 正孝 | 医療機関については、計画停電の対象とせず、安定的な電力提供を行うこと | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 8 | H23年3月24日 | 福島第一原子力発電所災害に伴う農業者等の不安解消に関する緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 農林水産大臣 鹿野道彦 総務省消防庁長官 久保信保 | ①放射線物質が暫定規制値以上検出された農産物の処理方法を具体的に示し、情報提供すること ②農地や農業用水について土壌や水質の放射線物質の基準値を早急に示し、定期的にモニタリング調査を実施すること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 9 | H23年3月25日 | 計画停電の実施に伴う本県教育関係機関等への配慮に関する緊急要望 | 東京電力株式会社 取締役社長 清水正孝 | ①計画停電の実施予定をできるだけ早く提供すること ②夜間に授業を行う教育関係機関等に対し配慮願いたいこと | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 10 | H23年3月25日 | 計画停電の適切な実施等に関する緊急追加要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 経済産業大臣 海江田万里 総務省消防庁長官 久保信保 東京電力株式会社 取締役社長 清水正孝 | ①企業の生産活動の実情に応じて、通電と停電を数日のスパンで切り替える方式等を導入すること ②災害復旧中の企業に対しては、最低限必要とする電力を時間帯を固定して供給すること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 11 | H23年3月25日 | JR両毛線の運転再開に関する要望 | 東日本旅客株式会社 高崎支店長 伊藤嘉道 | ①JR両毛線について、1日も早く運転再開すること ②早期の運転再開が困難な場合には、代替輸送手段を確保すること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 12 | H23年3月26日 | 飲用水に関する統一指針の策定及び飲用水等の放射能汚染に関する規制値の早期設定を求める緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 総務省消防庁長官 久保信保 | ①食品衛生法の暫定規制値を超えた場合の飲用水の摂取制限について、国としての統一指針を早急に定めること ②食品健康影響評価を早急に実施し、結果を踏まえ食品中の放射線濃度に関する規制値を直ちに定めること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 13 | H23年3月28日 | 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う緊急要望書 | 内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全) 蓮 舫 内閣官房長官 枝野幸男 | ①食品健康影響評価を早急に実施し、結果を踏まえ食品中の放射線濃度に関する規制値を直ちに定めること ②農産物等の安全性を体系的に確保できるよう、国において制度及び体制の整備を図ること。その際、都道府県と十分に協議すること ③農産物において暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合であっても、出荷(摂取)制限地域について、都道府県単位ではなく地域ごと又は栽培形態(露地、ハウスなど)ごとのデータに基づき一定の地域等の範囲を都道府県と協議の上、適切に設定すること ④原子力災害対策特別措置法に基づく農産物の出荷等を制限する品目や区域の解除の判断基準についても早急に決定すること ⑤農産物や飲料水に対する放射能測定の結果、安全性が確認された場合には、風評被害の防止に努めること | 福島県知事 佐藤 雄平 茨城県知事 橋本 昌 栃木県知事 福田 富一 群馬県知事 大澤 正明 埼玉県知事 上田 清司 千葉県知事 森田 健作 東京都知事 石原慎太郎 神奈川県知事 松沢 成文 |

| No. | 要望日 | タイトル | 要望先 | 具体的要望内容 | 要望者名 |
|-----|---------------------------------------|--|---|---|--|
| 14 | H23年3月30日 | 東北地方太平洋沖地震に係る緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 総務大臣 片山善博 文部科学大臣 高木義明 厚生労働大臣 細川律夫 農林水産大臣 鹿野道彦 経済産業大臣 海江田万里 国土交通大臣 大島章弘 環境大臣 内閣特命担当大臣(防災) 松本 龍 | ①災害復旧等に要する費用への財政援助 ②学校及び児童生徒への支援並びに文化財修復 ③計画停電の実施に伴う医療機関への配慮 ④医療機関や社会福祉施設等の早急な復旧 ⑤飲用水に関する統一指針の策定及び飲用水等の放射能汚染に関する規制値の早期設定 ⑥農業用施設の復旧等に係る農業者等への支援 ⑦福島第一原子力発電所災害に伴う農業者等への支援 ⑧県民の移動手段確保 ⑨災害復旧事業等を円滑に進めるための燃料や資機材の確保 ⑩ごみ・し尿の収集・処理業務に必要な石油系燃料の優先配分 ⑪被災林地・林道施設の復旧 ⑫地震及び福島第一原子力発電所災害に伴う特用林産物生産者への支援 ⑬災害により大量に発生した瓦等の廃棄物の円滑な処理等 | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 栃木県市長会会長 宇都宮市長 佐藤栄一 栃木県町村会会長 茂木町長 古口達也 |
| 15 | H23年3月30日 | 計画停電の適切な実施等に関する緊急要望 | 経済産業大臣 海江田万里 | ①実施時間帯については固定し、通電時間を20時間/日を下回らないようにすること ②企業の生産活動の実情に応じて、通電と停電を数日のスパンで切り替える方式等を導入すること ③実施については、事前周知を十分にすること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 栃木県工業団地管理連絡協議会理事長 鈴木貞夫ほか 栃木県市長会会長 宇都宮市長 佐藤栄一 栃木県町村会会長 茂木町長 古口達也 |
| 16 | H23年4月19日 | 福島第一原子力発電所事故に伴う観光業への支援等に関する緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 経済産業大臣 海江田万里 国土交通大臣 大島章弘 観光庁長官 溝畑 宏 消防庁長官 久保信保 中小企業庁長官 高原一郎 文部科学大臣 高木義明 | ①過度な自粛ムードや風評被害の払拭に向けて、国民へ明確なメッセージを発信するとともに、宿泊需要の拡大に向けた抜本的な対策を講じること ②観光に携わる事業者が受けた原子力発電所事故による風評被害について、国の責任において適切な補償措置を講じること ③外国人観光客の誘客に強力に取り組むこと ④観光業者等の業績が急激に悪化しており、資金繰り対策が喫緊の課題となっていることから、国においては平成23年度第一次補正予算において、一刻も早い公的融制度の拡充対策を講じること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 17 | H23年4月20日 | 緊急雇用創出事業の要件緩和に関する要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 厚生労働大臣 細川律夫 総務省消防庁長官 久保信保 | ①対象となる失業者に、災害救助法適用地域以外の県内の全ての市町村に居住している求職者等も含めること ②今回の「震災対応分野」の追加に伴う交付金については早急に交付を行うこと | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 18 | H23年4月22日 (東電) H23年4月26日 (国) | 夏場の電力需給対策における医療機関への配慮に関する緊急要望 | 東京電力株式会社 取締役社長 清水正孝 厚生労働大臣 細川律夫 厚生労働省災害対策本部長 厚生労働事務次官 阿曾沼慎司 経済産業大臣 海江田万里 | ①県内の医療機関については、電力使用制限の対象としないこと ②大口需要家である病院については、柔軟に対応すること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 19 | H23年4月25日 (東電) H23年4月26日 (国) | 夏場の電力需給対策における水道等県民生活に直結する事業、施設等への配慮に関する緊急要望 | 東京電力株式会社 取締役社長 清水正孝 厚生労働大臣 細川律夫 厚生労働省災害対策本部長 厚生労働事務次官 阿曾沼慎司 経済産業大臣 海江田万里 | ①本県内の水道事業者、社会福祉施設及び火葬場等については、電力使用制限の対象としないこと。 ②大口需要家である施設等については、柔軟に対応すること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 20 | H23年4月28日 | 福島第1原子力発電所災害に伴う牧草の生産・利用に関する緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 農林水産大臣 鹿野道彦 総務省消防庁長官 久保信保 | ①放牧の自粛や、牧草の廃棄が必要となった場合には、補償を確実にを行う対応をとること ②代替飼料の供給体制の確保について、輸入粗飼料関係業者に対し円滑な輸入が確保できるよう働きかけること ③調査に要する経費については、すべて国の負担とすること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 21 | H23年5月10日 | 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく特定被災地方公共団体の追加指定に関する緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 | 県内全市町村が必要な財政援助を受けられるよう、速やかに特定被災地方公共団体の追加指定を行うこと | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 栃木県市長会会長 宇都宮市長 佐藤栄一 栃木県町村会会長 茂木町長 古口達也 |
| 22 | H23年5月10日 | 高濃度の放射性物質が検出された一般廃棄物及び産業廃棄物の基準等に関する緊急要望 | 環境大臣 内閣府特命担当大臣(防災) 松本 龍 | ①高濃度の放射性物質が検出された一般廃棄物及び産業廃棄物の基準及び処理方法を示すこと。 ②高濃度の放射性物質が検出された一般廃棄物及び産業廃棄物を再生利用した製品の安全基準を示すこと | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 23 | H23年5月11日 | 放射性物質が検出された下水汚泥等の安全な取扱いの早急な策定に関する緊急要望 | 国土交通大臣 大畑 章宏 | ①放射性物質を含む下水汚泥等の安全な処理方策 ②搬出した下水汚泥、焼却灰等の安全な取扱いのための方策 ③処理作業員の安全確保のための方策 ④上記に伴う財政的支援 | 栃木県知事 福田 富一 |

| No. | 要望日 | タイトル | 要望先 | 具体的要望内容 | 要望者名 |
|-----|-----------|--|--|---|---|
| 24 | H23年5月13日 | 医療機関や社会福祉施設等の早急な復旧支援に関する緊急要望 | 厚生労働大臣 細川律夫 厚生労働省災害対策本部長 厚生労働事務次官 阿曾沼慎司 | 医療機関や社会福祉施設等に対する国庫補助制度のさらなる拡充や対象経費の拡大ならびに申請手続きや工事の早期着工などの弾力的な運用等により、地方自治体及び補助事業者の負担軽減を図ること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 25 | H23年5月13日 | 災害時における高齢者等に対する介護の位置付けの見直しに関する緊急要望 | 厚生労働大臣 細川律夫 厚生労働省災害対策本部長 厚生労働事務次官 阿曾沼慎司 | 災害救助法において「介護」を医療と同様に位置づけ、費用面を含めて必要な措置を講ずるとともに、介護に必要な物資の供給体制の確立に向けた施策を早急に充実させること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 26 | H23年5月20日 | 放射性物質が検出された下水汚泥等の安全な取扱方策にかかる緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 | ①「福島県内の下水処理副次産物の取扱いに関する考え方について」に示されている取扱い基準等と同様のものを示すこと ②コンポスト(肥料)及び溶融スラグ等における取扱い基準を早急に決定するとともに、脱水汚泥・焼却灰等の安全な取扱い及び明確な処分方法を示すこと ③処理作業員の安全確保のための方策を示すこと ④上記に伴う財政的支援を行うこと | 栃木県知事 福田 富一 群馬県知事 大澤 正明 |
| 27 | H23年5月25日 | 福島第一原子力発電所事故に伴う学校等の校舎・校庭等における安全・安心確保に関する緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 文部科学大臣 高木義明 経済産業大臣 海江田万里 厚生労働大臣 細川 律夫 総務省消防庁長官 久保信保 | ①校庭等の土壌に含まれる放射性物質の基準値を示すとともに、基準値を上回る土壌等の処理方針を明確に示すこと ②長期にわたるモニタリング体制を構築すること ③県内の空間放射線量率の監視体制を整備するとともに、各種調査及び土壌等の処理等に要する費用に係る財源を十分に確保すること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 28 | H23年5月31日 | 原子力事故の賠償等に関する要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 文部科学大臣 高木義明 原子力経済被害担当大臣 海江田万里 農林水産大臣 鹿野道彦 | ①賠償等に関する指針の策定に当たっては、長期的な視点に立って起こりうる被害等についても確実に指針に盛り込むこと ②営業的損害等について、その被害を幅広くとらえ、賠償等の対象とすること ③指針は段階的に順次策定していくとともに、その時期を明確にすること ④栃木県内での被害について、事故発生県と区別することなく、同一の被害内容については、同一の基準により公平に賠償等を行うこと。 ⑤被害者や被害自治体の意見を十分に聞くとともに、その実情を正確に把握すること。 ⑥地方公共団体が負担した一切の対策費用についても、賠償等の対象とし、責任を持って負担すること。 ⑦原子力事故による新たな被害が発生する可能性のある情報については、国民はもとより地方公共団体に対し、適正に情報提供すること。 ⑧上記項目の対応に当たっては、現行法の枠組みにとらわれないこと、被害者の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。 | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 29 | H23年6月9日 | 福島第一原子力発電所事故に伴う水道水における安全・安心の確保に関する緊急要望 | 厚生労働大臣 細川律夫 厚生労働省災害対策本部長 厚生労働事務次官 阿曾沼慎司 | ①国において、長期にわたる水道水のモニタリング体制を構築し、検査体制の拡充を図ること ②当該調査に要する経費については、全額国庫負担とすること ③浄水汚泥に含まれる放射性物質に係る基準値について、速やかに明示するとともに、当該基準値を上回る浄水汚泥が確認された場合の処理方針についても明確にすること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 30 | H23年6月9日 | 児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応についての緊急要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 文部科学大臣 高木義明 経済産業大臣 海江田万里 厚生労働大臣 細川 律夫 総務省消防庁長官 久保信保 | 児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応として、国が福島県に対して示した対応と同様な対応を隣接県である本県に対しても講ずること | 栃木県知事 福田 富一 那須塩原市長 栗川 仁 那須町長 高久 勝 |
| 31 | H23年6月29日 | 東日本大震災に関する提案・要望について | 内閣府、総務省、財務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、文化庁、農林水産省、国土交通省 | ①原子力災害対策に係る総合的な体制の整備について ②環境モニタリング体制の拡充等について ③母乳に含まれる放射性物質に対する対応の強化について ④観光に対する風評被害払拭に向けた長期継続的な取組について ⑤海外向けに輸出される食品等に関する証明書発行事務について ⑥工業製品に関する放射線の安全確認について ⑦長期的視点に立った農産物等の安全性確保対策について ⑧放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の処理について ⑨東日本大震災の復旧・復興にかかる地方財政措置について ⑩緊急雇用創出事業の継続及び被災者対応事業の要件緩和について ⑪雇用調整助成金及び被災者雇用開発助成金の要件緩和について ⑫直接又は間接に被害を受けた中小企業者へ支援について ⑬被災者の住宅再建に対する支援について ⑭被災した第3セクター鉄道への新たな支援制度の創設について ⑮被災文化財の保存修理に対する支援の創設について | 栃木県知事 福田 富一 |
| 32 | H23年7月8日 | 医療施設における自家発電設備整備に関する緊急要望 | 厚生労働大臣 細川律夫 厚生労働省災害対策本部長 厚生労働事務次官 阿曾沼慎司 | 安定した電力の供給が困難な現状において、地域における医療機能を維持し、緊急手術や人工透析等に支障が生じることのないよう、国庫補助制度の対象を自家発電設備を必要とする全ての医療機関に拡大すること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |

| No. | 要望日 | タイトル | 要望先 | 具体的要望内容 | 要望者名 |
|-----|-----------|---------------------------------------|---|---|---|
| 33 | H23年7月22日 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による農業損害への対策に関する要望 | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 文部科学大臣 高木 義明 農林水産大臣 鹿野 道彦 東京電力株式会社社長 西澤 俊夫 | ①農業者が受けた損害について、早急に全額の賠償が行われるよう万全の措置を講じること。特にいわゆる風評被害については、合理的かつ簡便な損害額算定方法により、農家の立証の負担を可能な限り軽減すること ②放射性物質を含む牧草や農産物について、当該放射性物質が農地に蓄積したり、他の土地に拡散したりすることのないよう、埋却や処理施設での焼却等による具体的に安全な処分方法を確立すること ③国及び東京電力㈱は、自らの責務として、農地の除染対策や農産物への吸収抑制対策に全力を傾注して取り組むとともに、地域における具体的な対策の実施について、その費用負担も含め万全の支援策を講ずること | 栃木県知事 福田 富一 |
| 34 | H23年7月27日 | 福島第一原子力発電所事故に伴う牛肉の安全確保等に関する緊急要望 | 原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 厚生労働大臣 細川律夫 農林水産大臣 鹿野道彦 | ①全頭検査体制の確立 牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼を取り戻すためには、牛の全頭検査が必要であるが、と畜や競りが広域化しており、県域での実施には限界があることから、国の責任により全国的な牛の全頭検査体制を早急に構築すること。併せて、消費者への情報の公表基準の統一を図ること ②損害賠償の支払い等の措置 今般の食肉市場における県産和牛価格の大幅な下落は、農家経営の存続に大きく影響することから、損害賠償の支払い等が速やかに行われるよう措置を講じること。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業が地域の実情に応じた柔軟な運用が出来るよう拡充すること ③ 風評被害対策の徹底 今回の事態で発生している風評被害の拡大防止及び解消に向けた対策を講じること | 栃木県知事 福田 富一 |
| 35 | H23年8月3日 | 夏期の電力需給対策に対応した休日保育特別事業等に関する緊急要請について | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 厚生労働大臣 細川律夫 | ①都道府県が設置する「安心こども基金」は、「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、保育所や認定こども園の整備を推進すること等、子どもを安心して育てることが出来る環境整備を目的に造成されたものであることから、同基金の趣旨が確実に達成されるよう、夏期の電力需給対策としての休日保育特別事業等については、別途国として必要な財源を全額適切に確保すること ②今夏の休日保育特別事業については、既に通年を通して休日保育を実施している事業者が夏期の電力需給対策に伴う児童の受入れを行った場合、休日保育特別事業における補助基準額の基本分への保育料相当額加算の適用が受けられないなど、事業者間に格差が生じる制度設計となっていることから、速やかに実施要綱等を見直すなどの是正措置を講ずること | 栃木県知事 福田 富一 栃木県市長会会長 佐藤 栄一 栃木県町村会会長 古口 達也 |
| 36 | H23年8月3日 | 放射性物質を含む浄水発生土及び下水汚泥等の取扱いに関する緊急要請について | 緊急災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人 国土交通大臣 大島章宏 厚生労働大臣 細川律夫 | ①放射性物質を含んだ浄水発生土や下水汚泥、焼却灰等の埋立て可能な処分場の確保について、国において広域的な調整を図ること ②放射性物質を含んだ浄水発生土や下水汚泥等の保管、運搬、処分、モニタリング及び作業員の安全確保等に要する経費について、財政支援策を講じること | 栃木県知事 福田 富一 栃木県市長会会長 佐藤 栄一 栃木県町村会会長 古口 達也 |
| 37 | H23年8月5日 | 風評被害払拭のためのメディアを駆使した誘客対策に関する緊急要望 | 国土交通大臣 大島章宏 観光庁長官 溝畑 宏 | ①原発事故に伴う風評被害を払拭し、茨城・栃木両県の落ち込んだ観光需要の回復を図るため、国の責任において、全国にテレビCM・ラジオ・新聞などのあらゆるメディアを駆使した誘客キャンペーンを迅速に実施すること ②茨城・栃木両県が、観光地の風評被害の払拭に向けて、イベントの実施やメディアを駆使した誘客対策を大規模に実施するため、必要な財政的支援を迅速に講じること | 栃木県知事 福田 富一 栃木県議会議長 神谷 幸伸 茨城県知事 橋本 昌 茨城県議会議長 田山 東湖 |
| 38 | H23年8月5日 | 福島第一原子力発電所事故に伴う農畜産物等の安全性確保に関する緊急要望 | 農林水産大臣 鹿野道彦 厚生労働大臣 細川律夫 | ①牛肉の安全・安心の確保 ②安全な平成23年米の供給 ③安全な稲わらの供給 ④堆肥等の安全性の確保 ⑤簡易検査機器の充実 ⑥早急かつ完全賠償の実現 ⑦放射性物質に汚染された土壌などの処理・処分 | 栃木県知事 福田 富一 栃木県議会議長 神谷 幸伸 茨城県知事 橋本 昌 茨城県議会議長 田山 東湖 |
| 39 | H23年8月11日 | 福島第一原子力発電所事故に伴う「樹皮」の取扱いに関する緊急要望 | 農林水産大臣 鹿野道彦 | ①利用できない樹皮の集積・保管等の方針を早急に示すとともに、保管場所の確保等対策を講じること ②敷料の取扱い基準及び検査方法を早急に明示すること。さらに、検査のための測定機器の整備について対策を講じること ③製材工場等の乾燥工程で必要不可欠な木質焚きボイラーで発生する「焼却灰」の処分方法を早急に明示すること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 40 | H23年9月26日 | 東日本大震災からの復興のための基金創設に関する緊急要望 | 総務大臣 川端達夫 | 住家・宅地被害や風評被害を含め、被災した地域の実情に応じた復興施策を地方の自主的な判断で迅速かつ安定的に展開できるよう、特別交付税を活用した基金については、東北地方被災3県(岩手県、宮城県、福島県)に加え、今般の震災被害の甚大さに鑑み、栃木県を含む被災県も対象とすること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |

| No. | 要望日 | タイトル | 要望先 | 具体的要望内容 | 要望者名 |
|-----|------------|---|---|---|--|
| 41 | H23年10月7日 | 福島第一原子力発電所事故に伴う本県観光業等への風評被害に係る本賠償に関する要望 | 東京電力株式会社 代表取締役社長 西澤俊夫 | ①本件事故以外の要因による売上減少率を20%とし、これを損害賠償の対象外とした根拠について、具体的かつ明確な説明を行うとともに、速やかに所要の調査等を実施し地域の実情等に応じた算定方法とすること ②損害賠償額の基礎となる逸失利益の計算に関しては、3月11日から8月末までの通算とせず、月単位での計算とすること。 ③貢献利益率で用いる業種別の平均利益率については、観光関連事業者等の業態や規模が様々であることを考慮し、事業者の規模等にあつた細かな区分を設定すること。 ④上記①から③までで一定の時間を要する場合は、事業者に対し速やかに仮払を行うこと ⑤福島原子力補償相談室栃木補償相談センターの相談体制を一層充実させるとともに、市町や事業者の意見を聞いた上で、各地域のニーズに応じて説明会及び個別相談会等を適時適切に開催すること。特に中小の事業者に対しては、請求手続きの簡素化とともに、よりわかりやすく制度を周知し、きめ細かな説明に努めること | 栃木県知事 福田 富一 |
| 42 | H23年10月7日 | 東日本大震災からの復興推進に関する要望 | 東日本大震災復興対策本部長 内閣総理大臣 野田佳彦 | ①本県及び県内市町が行う復興施策を、自主的な判断で迅速かつ安定的に展開できるよう、特別交付税を活用した基金については岩手県、宮城県、福島県に加え、栃木県を含む被災県も対象とすること ②「復興の基本方針」に位置づけられた「使い勝手のよい交付金」については、今後とも風評被害対策や地域振興施策の展開が本県及び県内市町の復興に欠かせないことから、幅広く事業を採択すること。また、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする「基金」の創設に当たっても本県を対象とすること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 43 | H23年10月12日 | 東日本4県産牛肉の安全宣言等に関する要望 | 原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 野田佳彦 農林水産大臣 鹿野道彦 厚生労働大臣 小宮山洋子 | ①牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼を取り戻すため、国の責任において牛の全頭検査体制を確立すること。 ②東日本4県の牛肉については、出荷・検査方針に基づく放射性物質の全頭検査を実施し、安全性が確認された牛肉のみが流通していることから、国の責任において安全性の宣言を行うこと。 ③消費者に流通牛肉の安全性をアピールするため、暫定規制値を超えた牛肉は、国の責任において早急に買上・処分を行うこと。 ④出荷再開以前に出荷された牛肉が全国的に滞留していることが価格低迷の一因にもなっていることから、国による買上げなどその解消のため適切な処置を早急に講じること。 | 岩手県知事 達増 拓也 宮城県知事 村井 嘉浩 福島県知事 佐藤 雄平 栃木県知事 福田 富一 |
| 44 | H23年11月21日 | 福島第一原子力発電所の事故の影響に関する要望 | 東日本大震災復興対策担当 内閣府特命担当大臣(防災) 平野達男 | ①原発事故による影響を払拭するため、農林水産業、観光業、製造業等に対する風評被害の解消、企業立地の促進、さらには各県のイメージ改善等、息の長い取組みに活用できる基金創設など必要な財政支援を行うこと。また、医師の県外流出や新規就業のキャンセル等へ対応するために必要な財政支援を行うこと。さらに、北関東道以北の高速道路の無料化などの積極的な観光振興策を講じること。 ②原発事故による健康被害に関する住民の不安を払拭するため、国の責任において、放射線量の測定や放射性物質の除染、さらには健康影響の調査など必要な措置を講じること。 | 茨城県知事 橋本 昌 栃木県知事 福田 富一 群馬県知事 大澤 正明 宮城県知事 村井 嘉浩 |
| 45 | H23年12月21日 | 栃木県の観光復興への支援に関する緊急要望 | 国土交通大臣 前田 武志 農林水産大臣 鹿野 道彦 経済産業大臣 枝野 幸男 観光庁長官 溝畑 宏 | ①福島第一原子力発電所事故による風評被害の払拭に向けて、あらゆる手段を通じ、国内外に向けて「安全安心」に関する明確なメッセージを発信すること。特に、中国、台湾等の諸外国においてとられている食品等の輸入停止等の規制措置は、外国人の不安感を煽り訪日の妨げとなる等、本県観光や食への風評被害にもつながることから、早急に解除するよう、関係各国・地域に強く働きかけること。 ②未だ放射能への不安を抱える外国人の訪日を後押しするため、全世界から外国人を招請し、観光地の魅力や安全・安心を全世界に発信するなど、訪日イメージの早期回復に努めること ③メディアを活用した誘客キャンペーンは高い効果が期待できることから、本県も対象に含め、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等あらゆるメディアを駆使した誘客キャンペーンを全国に向けて早急に実施すること。また、本県が、観光への風評被害の払拭に向けて、誘客イベントやメディアを駆使した誘客対策等を大規模に実施することができるよう、早急に支援すること。 ④現在実施されている東北地方の高速道路の無料開放は、被災地支援はもとより、観光誘客や物流の活発化等、産業振興にも大きな効果が期待できることから、早急に北関東以北の高速道路もその対象とすること。また、平成24年4月以降も無料開放を継続する場合には、北関東以北の高速道路をその対象とすること | 栃木県観光振興・復興県民会議会長 (社)栃木県経済同友会 筆頭代表幹事 板橋 敏雄 栃木県知事 福田 富一 |
| 46 | H23年12月21日 | 放射性物質の除染及び廃棄物等の処理に関する緊急要望 | 原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 野田 佳彦 文部科学大臣 中川 正春 厚生労働大臣 小宮山洋子 農林水産大臣 鹿野 道彦 経済産業大臣 枝野 幸男 国土交通大臣 前田武志 環境大臣 細野 豪志 | ①汚染状況重点調査地域で実施する除染に係る全ての経費については、既に対応した経費を含めて、国庫負担とすること ②汚染状況重点調査地域以外においても、地域の状況等に応じて実施する除染について、同様に対応すること ③除染によって生じた除去土壌等を保管するための中間貯蔵施設等の確保について、福島県と同様に国が責任をもって対応すること ④指定廃棄物の速やかな処理のため、一般廃棄物最終処分場を有しない市町村があることを踏まえ、国の責任において早急に最終処分場を確保すること。また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間の保管場所についても、国において確保すること ⑤廃棄物等の処理にあたっては、指定廃棄物の基準以下であっても、国の責任において実施すること ⑥廃棄物等の収集、運搬、保管、処分及びモニタリングなどに関する基準等を具体的に示すとともに、その実施に係る全ての経費について、国庫負担とすること | 栃木県災害対策本部長 栃木県知事 福田 富一 栃木県市長会会長 佐藤 栄一 栃木県町村会会長 古口 達也 |

| No. | 要望日 | タイトル | 要望先 | 具体的要望内容 | 要望者名 |
|-----|------------|--|---|--|---|
| 47 | H23年12月21日 | 乾しいたけへの規制値適用方法の見直しに係る要望 | 農林水産大臣 鹿野 道彦 厚生労働大臣 小宮山 洋子 | ①乾しいたけの放射性物質の検査に規制値を適用する場合は、乾燥状態のまま適用することなく、調理に用いられ、食事に供される水戻しの状態で適用すること ②乾しいたけの出荷を停止せざるを得なくなった生産者に対しては、国の責任において早期に補償内容及び手続きを明確にした上で、万全の補償を行うこと。また、風評被害から取引停止や価格下落などの被害を被った生産者に対しても万全の補償を行うこと ③消費者や流通関係者が冷静な行動をとれるよう、正しい情報を提供するとともに、生産者が安心してきのこ栽培に取り組めるよう、きのこへの風評被害を防止すること | 栃木県知事 福田 富一 |
| 48 | H23年12月26日 | 平成23年度第三次補正予算に関する要望書(再生可能エネルギー発電設備等導入支援復興対策事業費補助金) | 経済産業大臣 枝野 幸男 資源エネルギー庁長官 高原 一郎 | 県民生活の安全安心を確保し、県内経済の活力と雇用を取り戻していくため再生可能エネルギーの抜本的な導入拡大が必要不可欠であるので、第三次補正予算に盛り込まれた「再生可能エネルギー発電設備等導入支援復興対策事業費補助金」の対象地域として栃木県を含めること | 栃木県震災復興推進部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 49 | H24年1月19日 | 国の予算に関する要望書(再生可能エネルギー等導入推進基金事業) | 環境大臣 細野 豪志 | 24年度当初予算の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューデール基金)」については、被災地である本県に対して手厚い配分をすること | 栃木県震災復興推進部長 栃木県知事 福田 富一 |
| 50 | H24年1月20日 | 放射性物質の規制値の見直しに伴うきのこ原木等の指標値の見直しに係る要望 | 農林水産大臣 鹿野道彦 | ①食品中の放射性物質の新たな基準値に即し、きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値についても検証を行い、その結果と対応を速やかに提示すること ②現在のきのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値を遵守し、今後、新たな指標値により使用を停止せざるを得なくなった原木等の生産者及び使用者に対しては、国の責任において安全な原木の手当てや損害賠償など、万全の対策を講じること | 栃木県知事 福田 富一 |
| 51 | H24年1月31日 | 東京電力の電気料金値上げに伴う企業等への支援に関する要望 | 内閣総理大臣 野田佳彦 経済産業大臣 枝野幸男 資源エネルギー庁長官 高原一郎 | ①日本全体の産業活力が低下するおそれがある状況を踏まえ、電力を大量に必要とする産業に属する企業や、夜間休日の電力利用が多い企業など、電気料金の値上げの影響が特に大きい企業に対し、国として特段の措置を講じること。 ②企業等が導入する自家発電設備に対する補助制度の拡充等、企業等における経費負担を軽減する支援策を講じること。 | 栃木県知事 福田 富一 |
| 52 | H24年1月31日 | 電気料金値上げの適切な見直しに関する要望 | 東京電力株式会社 代表取締役社長 西澤俊夫 | ①電力を大量に必要とする産業に属する企業や、夜間休日の電力利用が多い企業など、電気料金の値上げの影響が特に大きい企業に対して特段の配慮を行うべく、内容の見直しを行うこと。 ②上記見直しに当たっては、貴社において、更なる合理化に向け自助努力を行うことで、これまで以上に経費を削減し、これを反映した電気料金体系とすること。 | 栃木県知事 福田 富一 |
| 53 | H24年2月22日 | 放射性物質の影響による野生鳥獣対策に関する要望 | 環境大臣 細野 豪志 | ①放射性物質の影響を受けている地域における円滑な有害鳥獣駆除の実施方法について、国としての具体的かつ現場に即した基準や指針を早急に示すこと。 ②放射性物質の影響を受けている地域において有害鳥獣駆除を推進するためには、駆除従事者への手厚い支援が必要であることから、捕獲個体の処分経費も含めた国による助成制度を創設すること。 ③国の責任において、野生鳥獣に対する放射性物質の影響を広域的かつ長期的に調査し、公表していくこと。 | 栃木県知事 福田 富一 |
| 54 | H24年3月1日 | 放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する緊急要望 | 環境大臣 細野 豪志 | ①指定廃棄物の処理に当たっては、本県の廃棄物処理に関する実情や市町村の意向等を十分に反映した真に実効性のある処理方針を策定し、可及的速やかに処分すること。 ②市町村や事業者が行う8,000ベクレル以下の廃棄物の処理についても、最終処分先の斡旋など受入施設の確保等に関する具体的な支援を行うこと。 ③放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性に関する住民理解を促進するため、正確かつ分かり易い情報提供や知識の普及啓発を行うこと。 | 栃木県知事 福田 富一 栃木県市長会 会長 佐藤 栄一 栃木県町村会 会長 古口 達也 |
| 55 | H24年3月9日 | 福島第一原子力発電所事故に伴うきのこ栽培農家に対する損害賠償に関する要望 | 東京電力株式会社 代表取締役社長 西澤俊夫 | ①農畜産物はもとより、きのこをはじめとする特用林産物の栽培農家が請求した損害賠償については、速やかに処理し早急に支払いを行うこと。 ②きのこのほだ木の補償については、発生までに長期間を要する生産工程の特殊性に鑑み、きのこ栽培農家が安心して栽培に取り組めるよう、将来得られる所得を見込んだ上で十分な補償を行うこと。 | 栃木県知事 福田 富一 栃木県市長会 会長 佐藤 栄一 栃木県町村会 会長 古口 達也 |

| No. | 要望日 | タイトル | 要望先 | 具体的要望内容 | 要望者名 |
|-----|-----------|------------------------------------|--|---|---|
| 56 | H24年3月9日 | 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の実施に関する緊急要望 | 内閣総理大臣 野田佳彦 環境大臣 細野 豪志 | <p>①比較的線量の低い地域についても、子どもの生活環境の除染にあたっては屋根等の高圧洗浄、庭等における表土等の除去など、比較的高い地域と同等の財政措置を講ずること。</p> <p>②国の責任において除染を実施するという特措法の趣旨に鑑み、既に実施した除染等についても、期限を設けることなく、その全ての費用を財政措置の対象とすること。</p> <p>③民有地の除染等については、住民及び地方公共団体の事務負担を軽減させるため、国がその実施者に対して直接費用を負担する仕組みを検討すること。</p> <p>④除染等の措置を円滑に実施するためには、除去土壌等を適切に保管管理できる場所に移送することが必要であることから、中間貯蔵施設等の確保やその安全性の確保について、一刻も早く、国が責任をもって対応すること。</p> <p>⑤除染作業に従事する者や住民に対して、国の責任において、放射線に関する適切な理解の促進を図る取り組みを実施すること。</p> | 栃木県知事 福田 富一 佐野市長 岡部 正英 鹿沼市長 佐藤 信 日光市長 斎藤 文夫 大田原市長 津久井 富雄 矢板市長 遠藤 忠 那須塩原市長 阿久津 憲二 塩谷町長 手塚 功一 那須町長 高久 勝 |
| 57 | H24年3月16日 | 東京電力の電気料金値上げに伴う中小・小規模企業等への支援に関する要望 | 内閣総理大臣 野田佳彦 経済産業大臣 枝野幸男 中小企業庁長官 鈴木正徳 | <p>①東京電力が大胆な経営合理化により電気料金の値上げを抜本的に見直すとともに、その詳細を国民に対して十分に説明するよう、国が責任を持って関与すること。</p> <p>②国の責任において、中小・小規模企業に対する電気料金値上げの影響を軽減する対策を実施すること。</p> | 栃木県知事 福田 富一 |
| 58 | H24年3月16日 | 中小・小規模企業等に配慮した電気料金値上げの適切な見直しに関する要望 | 東京電力株式会社 代表取締役社長 西澤俊夫 | <p>①大胆な経営合理化により電気料金の値上げを抜本的に見直すとともに、その詳細を国民に対して十分に説明すること。</p> <p>②中小・小規模企業を対象とし、最大電力の抑制や営業日・操業日の調整等の企業に負担をかける方法によらない新たな軽減策を実施すること。</p> | 栃木県知事 福田 富一 |

栃木県震災復興推進本部

1 設置目的等

東日本大震災により発生した甚大な被害を克服し、「県民生活の安定」や「経済産業活力の回復」、さらには、「災害に強い地域づくり」に迅速、的確に取り組むため、栃木県震災復興推進本部を設置した（平成23年4月27日設置）。

2 所掌事務

- (1) 震災復興推進に関する情報の収集分析に関すること
- (2) 震災復興推進対策の実施に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること
- (4) その他、上記1の目的を達成するために必要なこと

3 組織

- ・本部長 知事
- ・副本部長 副知事
- ・本部員 総合政策部長、経営管理部長、県民生活部長、危機管理監、環境森林部長、保健福祉部長、産業労働観光部長、農政部長、県土整備部長、会計局長、企業局長、教育長、警察本部長
- ・事務局長 総合政策部次長兼総合政策課長

4 開催状況 ※平成25年5月23日開催分まで

| |
|---|
| 第1回 平成23年4月27日（水） |
| <p>（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「とちぎを旅して とちぎに泊まろう」（一家族・一旅行）キャンペーンについて ○ 外国人誘客等における風評被害を払拭するための情報発信について ○ 被災企業に対する工場等再建支援窓口設置及び工業団地賃貸特例制度等について ○ 県産農産物安全性PR活動等について ○ 夏期の電力不足への対応について ○ 震災復興推進本部の合言葉について（「がんばろう日本！元気をとちぎから」） |
| 第2回 平成23年5月20日（金） |
| <p>（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 節電等エネルギー対策について 夏期の電力不足に全県で対応するため「オール栃木節電取組方針」を決定 |
| 第3回 平成23年5月31日（火） |
| <p>（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県等からの避難者に対する就労意向調査について ○ 観光、物産等の風評被害対策について ○ とちぎは安全安心マグネットステッカーによるPRについて |
| 第4回 平成23年6月29日（水） |
| <p>（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に係る災害廃棄物処理計画について ○ 福島県等からの避難者に対する就労意向調査について ○ 農耕地土壌放射性物質濃度分布マップ作成等について |

| | |
|---|----------------|
| 第5回 | 平成23年8月1日（月） |
| （主な内容） | |
| ○ 観光に関連した風評被害対策（県内外、海外における観光イベント等）について | |
| 第6回 | 平成23年11月22日（火） |
| （主な内容） | |
| ○ 夏期の節電取組結果と冬期の節電の取組について | |
| ○ 「栃木県観光振興・復興県民会議」の設立について | |
| 第7回 | 平成24年2月15日（水） |
| （主な内容） | |
| ○ 復興対策等に係る予算等について | |
| 「東日本大震災復興特別区域法」、「栃木県東日本大震災復興推進基金」に係る取組等 | |
| ○ 「東日本大震災 とちぎ復興のつどい」の開催について | |
| 「東日本大震災 とちぎ復興のつどい」 平成24年3月11日（日） | |
| （場 所） | |
| ・ 県庁東館4階講堂、県民広場等 | |
| （主な内容） | |
| ・ 政府主催式典中継放映、黙とう、復興への決意、植樹 | |
| 第8回 | 平成24年4月24日（火） |
| （主な内容） | |
| ○ 平成24年度の震災復興推進本部の取組について | |
| ○ 北関東道全線開通1周年キャンペーン首都圏イベントについて | |
| 第9回 | 平成24年5月15日（火） |
| （主な内容） | |
| ○ 平成24年夏期における節電対策について | |
| 第10回 | 平成24年9月11日（火） |
| （主な内容） | |
| ○ 平成24年度9月補正における震災復興関連予算について | |
| 第11回 | 平成24年11月27日（火） |
| （主な内容） | |
| ○ 冬期の節電について | |
| ○ 土砂災害警戒情報の暫定基準の見直しについて | |
| ○ 平成23年災害関連緊急対策事業の進捗状況について | |
| ○ 第2回栃木県観光振興・復興県民会議の結果について | |
| ○ ラッピング電車を活用した県産農産物の安全・安心PRについて | |
| 第12回 | 平成25年2月12日（火） |
| （主な内容） | |
| ○ 平成25年度震災復興関連予算等について | |
| ○ 「東日本大震災 とちぎ復興のつどい 2013」の開催について | |
| 「東日本大震災 とちぎ復興のつどい 2013」 平成25年3月11日（月） | |
| （場 所） | |
| ・ 県庁東館4階講堂、県民ロビー | |
| （主な内容） | |
| ・ 政府主催式典中継放映、黙とう、復興のつどいコンサート | |
| 第13回 | 平成25年5月23日（木） |
| （主な内容） | |
| ○ 東日本大震災からの復興状況について | |

教育施設等における放射線量調査結果概要(市町別)

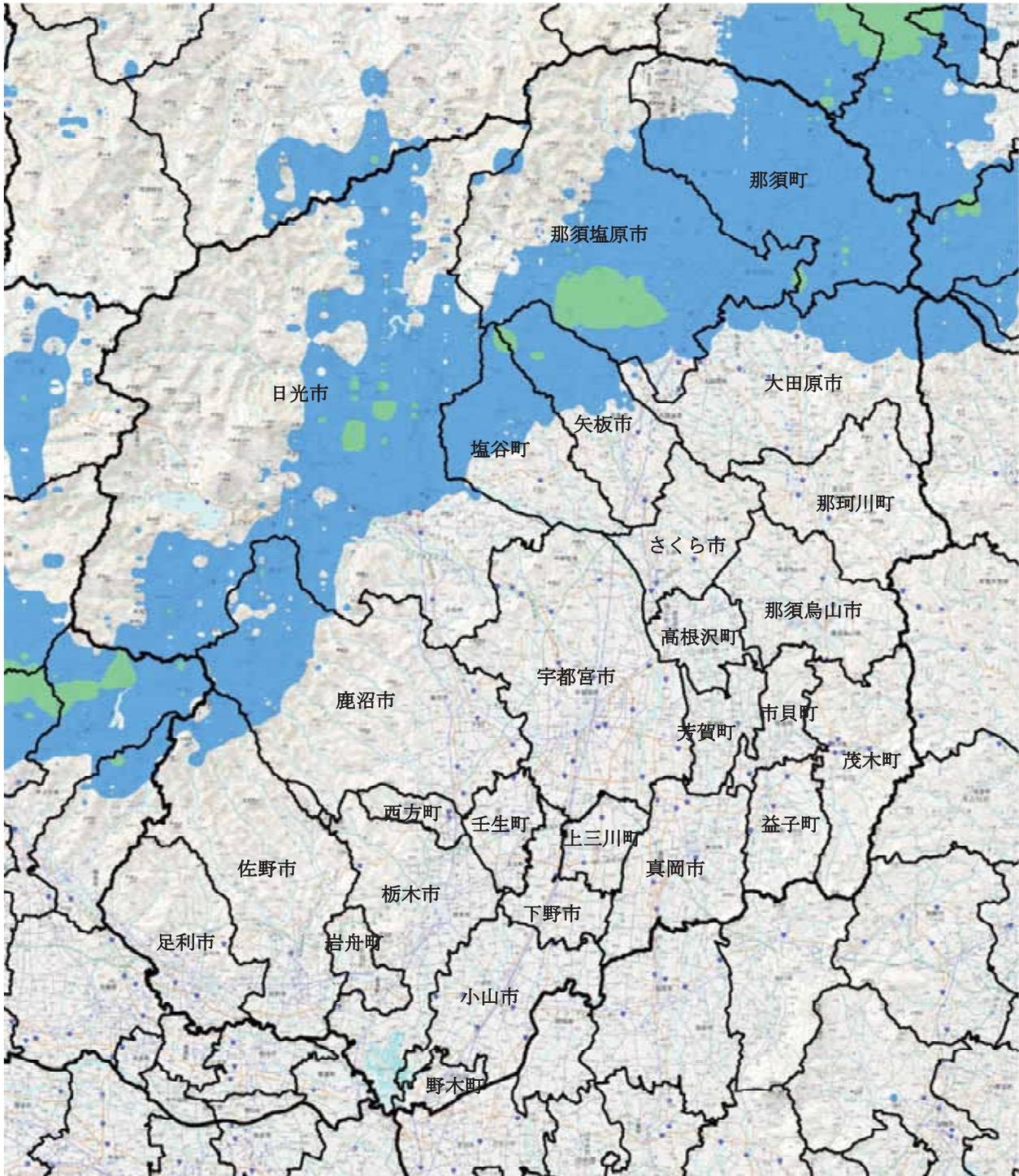
| No | 市町名 | 空間放射線量率(μ SV) | | 測定箇所数 | | | | | |
|----|-------|--------------------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------------------------|
| | | 最小値 | 最大値 | 合計 | 保育園 | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 (特別支援学 校を含む) |
| 1 | 宇都宮市 | 0.08 | 0.24 | 263 | 93 | 48 | 70 | 30 | 22 |
| 2 | 足利市 | 0.08 | 0.16 | 87 | 27 | 16 | 22 | 12 | 10 |
| 3 | 栃木市 | 0.08 | 0.16 | 86 | 25 | 14 | 25 | 13 | 9 |
| 4 | 佐野市 | 0.08 | 0.15 | 78 | 20 | 12 | 28 | 10 | 8 |
| 5 | 鹿沼市 | 0.09 | 0.38 | 72 | 23 | 8 | 27 | 10 | 4 |
| 6 | 日光市 | 0.16 | 0.71 | 80 | 26 | 9 | 26 | 15 | 4 |
| 7 | 小山市 | 0.08 | 0.14 | 100 | 37 | 20 | 27 | 11 | 5 |
| 8 | 真岡市 | 0.08 | 0.15 | 55 | 12 | 12 | 18 | 9 | 4 |
| 9 | 大田原市 | 0.21 | 0.82 | 58 | 16 | 7 | 23 | 9 | 3 |
| 10 | 矢板市 | 0.11 | 0.64 | 28 | 10 | 3 | 9 | 3 | 3 |
| 11 | 那須塩原市 | 0.23 | 1.62 | 78 | 28 | 10 | 25 | 10 | 5 |
| 12 | さくら市 | 0.13 | 0.27 | 20 | 9 | 2 | 6 | 2 | 1 |
| 13 | 那須烏山市 | 0.09 | 0.14 | 21 | 7 | 3 | 5 | 4 | 2 |
| 14 | 下野市 | 0.09 | 0.14 | 36 | 11 | 7 | 12 | 4 | 2 |
| 15 | 上三川町 | 0.11 | 0.15 | 21 | 8 | 2 | 7 | 3 | 1 |
| 16 | 西方町 | 0.13 | 0.15 | 5 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 17 | 益子町 | 0.08 | 0.13 | 18 | 7 | 2 | 4 | 3 | 2 |
| 18 | 茂木町 | 0.08 | 0.12 | 14 | 5 | 1 | 4 | 3 | 1 |
| 19 | 市貝町 | 0.08 | 0.12 | 11 | 5 | 1 | 4 | 1 | 0 |
| 20 | 芳賀町 | 0.09 | 0.15 | 9 | 4 | 1 | 3 | 1 | 0 |
| 21 | 壬生町 | 0.10 | 0.15 | 27 | 11 | 5 | 8 | 2 | 1 |
| 22 | 野木町 | 0.08 | 0.12 | 11 | 2 | 2 | 5 | 2 | 0 |
| 23 | 岩舟町 | 0.08 | 0.15 | 12 | 5 | 2 | 4 | 1 | 0 |
| 24 | 塩谷町 | 0.26 | 0.44 | 8 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1 |
| 25 | 高根沢町 | 0.09 | 0.14 | 18 | 7 | 2 | 6 | 2 | 1 |
| 26 | 那須町 | 0.53 | 1.24 | 35 | 11 | 2 | 13 | 6 | 3 |
| 27 | 那珂川町 | 0.12 | 0.25 | 15 | 4 | 2 | 6 | 2 | 1 |
| | 全県 | 0.08 | 1.62 | 1,266 | 417 | 194 | 392 | 170 | 93 |

教育機関等における土壌処理の実施に伴う放射線量の確認調査等結果

| NO. | 市町名 | 調査地点 | 放射線量率測定結果 | | | | | | 備 考 |
|-----|-------|------------|-----------------|--------------|----------------------------|----------------|-------|------|--------|
| | | | 簡易型シンチレーションカウンタ | | NaIシンチレーション式 サーベイメータ(※) | | | | |
| | | | 5/13 ~5/19 | 6/6 or6/7 | 6/20 or6/21 | 8/30 or8/31 | 11/22 | 12/5 | |
| 1 | 那須塩原市 | 箒根中学校 | 1.62 | 1.47 | 1.13 | 0.42 | - | - | |
| 2 | 那須塩原市 | 金沢小学校 | 1.55 | 1.54 | 1.22 | 0.26 | - | - | |
| 3 | 那須塩原市 | ほし保育園 | 1.37 | 1.23 | 1.01 | 0.20 | - | - | |
| 4 | 那須塩原市 | 鍋掛小学校 | 1.33 | 1.17 | 1.06 | 0.23 | - | - | |
| 5 | 那須塩原市 | なべかけ保育園 | 1.28 | 1.24 | 1.01 | 0.28 | - | - | |
| 6 | 那須塩原市 | ひまわり保育園 | 1.27 | 1.24 | 0.91 | 0.28 | - | - | |
| 7 | 那須塩原市 | 関谷小学校 | 1.24 | 1.12 | 0.90 | 0.24 | - | - | |
| 8 | 那須塩原市 | あけぼの幼稚園 | 1.23 | 0.32 | 0.23 | - | 0.19 | - | |
| 9 | 那須塩原市 | 大原間小学校 | 1.14 | 1.04 | 0.84 | 0.17 | - | - | |
| 10 | 那須塩原市 | 黒磯いずみ幼稚園 | 1.13 | 0.83 | 0.67 | 0.22 | - | - | |
| 11 | 那須塩原市 | 東那須野中学校 | 1.12 | 0.83 | 0.85 | 0.25 | - | - | |
| 12 | 那須塩原市 | たけのこキッズハウス | 1.10 | 0.97 | 0.82 | - | - | 0.30 | |
| 13 | 那須塩原市 | 横林小学校 | 1.09 | 1.03 | 0.86 | 0.21 | - | - | |
| 14 | 那須塩原市 | 波立小学校 | 1.08 | 0.89 | 0.79 | 0.29 | - | - | |
| 15 | 那須塩原市 | 厚崎中学校 | 1.04 | 0.89 | 0.80 | 0.20 | - | - | |
| 16 | 那須塩原市 | 黒磯南高校 | 1.04 | 0.91 | 0.89 | 0.76 | - | - | 工事実施せず |
| 17 | 那須塩原市 | 寺子小学校 | 1.02 | 0.99 | 0.90 | 0.22 | - | - | |
| 18 | 那須塩原市 | 大貫小学校 | 1.01 | 0.92 | 0.79 | 0.17 | - | - | |
| 19 | 那須塩原市 | ひがしなす保育園 | 1.00 | 0.91 | 0.81 | 0.24 | - | - | |
| 20 | 那須町 | 伊王野保育園 | 1.24 | 1.10 | 0.98 | 0.22 | - | - | |
| 21 | 那須町 | 東陽中学校 | 1.22 | 1.05 | 0.93 | 0.38 | - | - | |
| 22 | 那須町 | 伊王野小学校 | 1.21 | 1.11 | 0.90 | 0.24 | - | - | |
| 23 | 那須町 | 美野沢小学校 | 1.20 | 1.07 | 0.96 | 0.24 | - | - | |
| 24 | 那須町 | 那須高原海城中学校 | 1.19 | 1.04 | 0.95 | - | - | - | 工事未定 |
| 25 | 那須町 | 那須高原海城高等学校 | 1.19 | 1.04 | 0.95 | - | - | - | 工事未定 |
| 26 | 那須町 | 朝日小学校 | 1.14 | 0.99 | 0.87 | 0.18 | - | - | |
| 27 | 那須町 | 田中小学校 | 1.12 | 0.97 | 0.83 | 0.21 | - | - | |
| 28 | 那須町 | 那須幼稚園 | 1.11 | 0.87 | 0.85 | - | 0.26 | - | |
| 29 | 那須町 | 黒田原小学校 | 1.08 | 0.81 | 0.76 | 0.17 | - | - | |
| 30 | 那須町 | 田代小学校 | 1.02 | 0.93 | 0.78 | 0.28 | - | - | |
| 31 | 那須町 | 那須高校 | 1.01 | 0.85 | 0.75 | 0.65 | - | - | 工事実施せず |

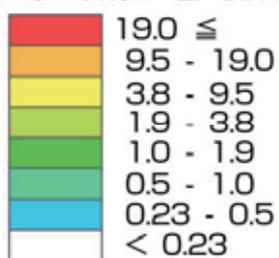
※NaIシンチレーション式サーベイメータの測定結果は、校庭・園庭の5点の平均値

航空機モニタリングの測定結果



凡例

地表面から1mの高さの
空間線量率($\mu\text{Sv} / \text{hr}$)
[9月18日現在の値に換算]



※本航空機モニタリングの結果は、ヘリコプターに搭載した高感度の放射線量率検出器を用いて、飛行中の航空機直下の地上の地点を中心とした、飛行高度(目標高度: 150mから300m)の概ね2倍の直径の円(直径300mから600m程度の円)の範囲に蓄積した放射性物質から放出されるガンマ線を測定し、その結果から、地上において専用のソフトウェアを使用し、各地点の空間線量率を算出しています。

県有施設等における除染の基本方針

平成24年2月15日
県民生活部消防防災課

放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づく県有施設等における除染の基本方針を、次のとおり定める。

1 除染の基本的な考え方

特措法に基づく基本方針（以下「基本方針」という。）において、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量が約50%（子どもにあつては約60%）減少した状態を実現することが目標として示されたことを踏まえ、次の考え方により除染を実施する。

- ①汚染状況重点調査地域のうち、空間放射線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の区域に存在する県有施設等について実施する。
- ②実施にあたっては、優先順位を付与して段階的に実施する。
- ③市町村が策定する除染実施計画と整合を図る。
- ④除染によって生じる除去土壌等については、当分の間、当該施設の敷地内に現場保管する。

2 優先順位の考え方

放射線量や施設の特性等に応じた、きめ細やかな除染が効果的に実施できるよう、次のことを総合的に勘案して、優先順位を付与し実施する。

- ①子どもの生活環境に与える影響が大きい施設等を優先
- ②県民利用施設を優先
- ③空間放射線量の高い地域を優先

なお、除染等の対象は、極めて広範囲にわたるため、まずは、人の健康への影響の観点から除染等の措置が必要である地域について優先的に実施する。

3 土壌等の除染等の措置

基本方針等を踏まえ、原則として、次のとおり対応する。

子どもの生活環境（学校、公園等の公共施設）については、必要に応じて、表土の削り取り、建物等の洗浄、枝打ち及び落葉除去等の除染等を実施する。

上記以外の施設等については、線量が局所的に高い箇所を中心として、雨樋の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等を実施する。

なお、具体的な除染等の措置については、除染関係ガイドラインに基づき、地域の実情を踏まえ実施する。

4 空間放射線量の測定

除染の実施に当たって優先的に対応すべき施設を検討するため、除染の実施前に、対象区域内の県有施設等における空間放射線量の測定を行う。

また、空間放射線量の低減効果を確認するため、除染実施後に測定を行う。

5 除染によって生じる除去土壌等の処理

除染関係ガイドラインに基づき、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、除去土壌の量の記録など、当該施設の敷地内において適切に管理等を行う。

6 その他

今後、優先的に除染を実施する施設における空間放射線量の低減効果や国の知見などを踏まえて、必要な見直しを行っていく。

除染実施計画の策定に関する基本的な考え方

平成24年2月15日

栃木県除染関係市町連絡協議会

放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づく除染実施計画の策定に関して、特措法の基本方針（平成23年11月11日閣議決定）及び除染関係ガイドライン（平成23年12月環境省策定）等を踏まえ、栃木県除染関係市町連絡協議会を構成する市町（佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町）及び県は連携して、次のとおり基本的な考え方を定める。

1 除染等の措置等の実施に関する方針

(1) 目標

基本方針を踏まえ、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、約50%（子どもにあっては約60%）減少した状態を実現することを目標とする。

(2) 優先順位の付与

対象施設等の種類や対象区域における状況等に着目し、次のことを考慮した優先順位を付与して除染等を実施する。

- 子どもの生活環境の有無
- 空間放射線量率の高低
- 地区内の公共施設、多くの者が集う施設の有無、地形等

なお、除染等の措置の対象は、極めて広範囲にわたるため、まずは、人の健康への影響の観点から除染等の措置が必要である地域について優先的に除染実施計画を策定する。

(3) 除染実施計画策定の時期

平成23年度中を目途として策定する。

2 除染実施計画の対象となる区域

(1) 除染実施計画の対象区域を決定するための調査の実施

協議会構成市町は、除染実施計画の対象区域を決定するための空間放射線量率の調査を除染関係ガイドラインに基づき、速やかに実施する。

(2) 区域の設定

原則として、空間放射線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の面的な広がりを持つ区域について設定する。

3 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置を実施する区域

特措法第35条の規定に基づき、除染等の措置を実施する。

なお、県が所有する施設等については、除染実施計画に基づき県が実施する。

4 除染等の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

基本方針等を踏まえ、原則として、次のとおり対応する。

子どもの生活環境（学校、公園等の公共施設）については、必要に応じて、表土の削り取り、建物等の洗浄、枝打ち及び落葉除去等の除染等を実施する。

上記以外の施設等については、線量が局所的に高い箇所を中心として、雨樋の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等を実施する。

なお、具体的な除染等の措置については、除染関係ガイドラインに基づき、地域の実情を踏まえ実施する。

5 土壌等の除染等の措置の着手予定時期

除染実施計画策定後、速やかに着手する。

6 除去土壌の収集、運搬、保管及び管理に関する事項

基本方針等を踏まえ、次のとおり対応する。

- (1) 土壌等の除染等の措置を迅速に実施するため、当分の間、市町又はコミュニティーごとに除去土壌等の仮置き場を確保する。
- (2) 除去土壌等を現場保管する必要がある場合は、土地所有者等の意見を踏まえつつ、所有者等に保管させることができる。
- (3) 市町及び県が所有する施設等については、原則として、当該施設の敷地内に現場保管する。
- (4) 仮置き場又は現場において保管する際、除染関係ガイドラインに基づき、飛散防止の措置、モニタリングの実施、除去土壌の記録など適切に管理等を行う。

7 住民参加

事故由来放射性物質による環境の汚染は広範にわたるものであるとともに、土壌等の除染等の措置の対象に住民が所有する土地等が含まれていることから、住民に対して、除染等の措置の実施に関して参加等の協力を求める。

8 計画の見直し

国による調査研究、技術開発等の成果や除染による放射線量の低減効果等を踏まえ、必要に応じて除染実施計画の見直しを行う。

9 国への要望

除染等の措置を円滑に実施するためには、除去した土壌等（土砂、草木、工作物等）を保管管理できる場所に移送することが必要であることから、中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保について、国が責任を持って対応することを引き続き要望していく。

また、除染に関する国の財政措置については、本県のように比較的線量の低い地域についても、高い地域と同等に講じることを併せて要望していく。

10 その他の事項

- (1) 土壌等の除染等の措置が適切に実施されたことを確認するため、当該措置の前後においてモニタリングを行う。
- (2) 土壌等の除染等の措置を実施する際、除去土壌等の発生抑制に配慮する。
- (3) 地域住民に対しては、除染等の措置の実施内容及び効果等について適切に周知する等、正確かつ迅速な情報提供を実施するとともに、放射線に関する正しい理解の促進を含めたリスクコミュニケーションを実施する。

優先的に除染を実施した県有施設の状況について

平成25年4月3日 現在

| No | 施設等名称 | 市町名 | 除染実施状況 |
|----|------------|-------|--|
| 1 | 日光明峰高校 | 日光市 | 表土除去実施 局所除染実施(29箇所) |
| 2 | 今市特別支援学校 | 日光市 | 表土除去実施 局所除染実施(49箇所) |
| 3 | 大田原高校 | 大田原市 | 局所除染実施(93箇所) |
| 4 | 大田原女子高校 | 大田原市 | 局所除染実施(5箇所) |
| 5 | 黒羽高校 | 大田原市 | 局所除染実施(12箇所) |
| 6 | 矢板高校 | 矢板市 | 局所除染実施(39箇所) |
| 7 | 矢板東高校 | 矢板市 | 除染が必要な箇所なし |
| 8 | 那須拓陽高校 | 那須塩原市 | 芝の深刈り実施 局所除染実施(46箇所) |
| 9 | 那須清峰高校 | 那須塩原市 | 局所除染実施(29箇所) |
| 10 | 黒磯高校 | 那須塩原市 | 表土除去実施 局所除染実施(127箇所) |
| 11 | 黒磯南高校 | 那須塩原市 | 表土除去実施 局所除染実施(119箇所) |
| 12 | 那須特別支援学校 | 那須塩原市 | 局所除染実施(33箇所) |
| 13 | 那須高校 | 那須町 | 表土除去実施 局所除染実施(257箇所) |
| 14 | 那須学園 | 矢板市 | 表土除去及び芝の深刈り実施 局所除染実施(57箇所) |
| 15 | 県北産業技術専門校 | 那須町 | 局所除染実施(58箇所) |
| 16 | 那須野が原公園 | 那須塩原市 | 表土除去及び覆土、芝の深刈り、高圧洗浄等を実施 覆土等の放射線量低減工事を実施予定 |
| 17 | 日光だいや川公園 | 日光市 | 表土除去及び覆土、芝生の除染を実施 覆土等の放射線量低減工事を実施予定 |
| 18 | 県民の森 | 矢板市 | 芝の深刈りを実施 局所除染を検討中 |
| 19 | 見晴園地 | 矢板市 | 工法及び実施時期を検討中 |
| 20 | 県北児童相談所 | 那須塩原市 | 局所除染実施(1箇所) |
| 21 | 北那須水道事務所 | 那須塩原市 | 局所除染実施(通路1箇所、側溝3箇所) |
| 22 | 畜産酪農研究センター | 那須塩原市 | 牧草地の深耕実施、防風林の堆積物の除去実施 局所除染実施(3箇所) |
| 23 | 土上平牧場 | 塩谷町 | 牧草地の深耕実施(17ha完了) |
| 24 | 県営埼玉住宅 | 那須塩原市 | 児童遊園の芝深刈り等実施 局所除染実施(14箇所、草刈、側溝清掃) |

優先的に除染を実施した県有施設のモニタリング結果

平成25年4月23日現在

| No | 施設等名称 | 市町名 | 測定高 | 測定箇所 | 平均空間放射線量率(単位: μ Sv/h) | | | | | |
|----|------------|-------|------|---------|---------------------------|------|------------|------|-----------|------|
| | | | | | 平成23年(12月) | | 平成24年(6月頃) | | 平成25年(3月) | |
| | | | | | 測定日 | 測定結果 | 測定日 | 測定結果 | 測定日 | 平均線量 |
| 1 | 日光明峰高校 | 日光市 | 1m | 校庭 | H23.12.22 | 0.25 | H24.6.11 | 0.19 | H25.3.26 | 0.14 |
| | | | | 第2運動場 | H23.12.22 | 0.30 | H24.6.11 | 0.27 | H25.3.26 | 0.10 |
| 2 | 今市特別支援学校 | 日光市 | 50cm | 校庭 | H23.12.22 | 0.31 | H24.6.11 | 0.28 | H25.3.14 | 0.10 |
| 3 | 大田原高校 | 大田原市 | 1m | 校庭 | — | — | H24.6.5 | 0.20 | H25.3.13 | 0.14 |
| 4 | 大田原女子高校 | 大田原市 | 1m | 校庭 | — | — | H24.6.8 | 0.16 | H25.3.15 | 0.15 |
| | | | | 第2運動場 | — | — | H24.6.8 | 0.21 | H25.3.15 | 0.17 |
| 5 | 黒羽高校 | 大田原市 | 1m | 校庭 | — | — | H24.6.5 | 0.17 | H25.3.18 | 0.17 |
| 6 | 矢板高校 | 矢板市 | 1m | 校庭 | — | — | H24.6.8 | 0.16 | H25.3.25 | 0.14 |
| 7 | 矢板東高校 | 矢板市 | 1m | 校庭 | — | — | H24.6.8 | 0.20 | H25.3.8 | 0.17 |
| 8 | 那須拓陽高校 | 那須塩原市 | 1m | 校庭 | H23.12.27 | 0.23 | H24.6.5 | 0.20 | H25.3.11 | 0.16 |
| | | | | 第2運動場 | H23.12.27 | 0.33 | H24.6.5 | 0.22 | H25.3.11 | 0.14 |
| 9 | 那須清峰高校 | 那須塩原市 | 1m | 校庭 | H23.12.26 | 0.24 | H24.6.5 | 0.20 | H25.3.13 | 0.18 |
| 10 | 黒磯高校 | 那須塩原市 | 1m | 校庭 | H23.12.26 | 0.37 | H24.6.7 | 0.34 | H25.3.11 | 0.08 |
| | | | | 第2運動場 | H23.12.26 | 0.51 | H24.6.7 | 0.43 | H25.3.11 | 0.11 |
| 11 | 黒磯南高校 | 那須塩原市 | 1m | 校庭 | H23.12.26 | 0.75 | H24.6.7 | 0.54 | H25.3.18 | 0.15 |
| 12 | 那須特別支援学校 | 那須塩原市 | 50cm | 校庭 | H23.12.26 | 0.18 | H24.6.5 | 0.16 | H25.3.4 | 0.12 |
| 13 | 那須高校 | 那須町 | 1m | 校庭 | H23.12.27 | 0.60 | H24.6.7 | 0.55 | H25.3.22 | 0.10 |
| 14 | 那須学園 | 矢板市 | 50cm | 校庭 | H23.12.22 | 0.35 | H24.5.16 | 0.31 | H25.3.4 | 0.13 |
| | | | 50cm | 寮周辺 | H23.12.22 | 0.28 | H24.5.16 | 0.29 | H25.3.4 | 0.20 |
| 15 | 県北産業技術専門校 | 那須町 | 1m | | H23.12.26 | 0.38 | H24.6.7 | 0.42 | H25.3.1 | 0.21 |
| 16 | 那須野が原公園 | 那須塩原市 | 50cm | キャンプ場 | H23.12.22 | 1.03 | H24.6.21 | 0.78 | H25.3.19 | 0.47 |
| | | | | わんぱく広場 | H23.12.22 | 0.61 | H24.6.21 | 0.56 | H25.3.19 | 0.30 |
| | | | | そり滑り | H23.12.22 | 0.89 | H24.6.21 | 0.70 | H25.3.19 | 0.48 |
| 17 | 日光だいや川公園 | 日光市 | 50cm | | H23.12.22 | 0.33 | H24.5.29 | 0.31 | H25.3.19 | 0.23 |
| 18 | 県民の森 | 矢板市 | 50cm | マロニエ公園 | H23.12.27 | 0.55 | H24.5.23 | 0.66 | H25.3.25 | 0.26 |
| | | | | 育樹祭記念緑地 | — | — | H24.6.29 | 0.76 | H25.3.25 | 0.18 |
| 19 | 見晴園地 | 矢板市 | 50cm | | H23.12.22 | 0.36 | H24.6.21 | 0.34 | H25.4.19 | 0.27 |
| 20 | 県北児童相談所 | 那須塩原市 | 50cm | 遊具エリア | — | — | H24.5.21 | 0.35 | H25.3.4 | 0.20 |
| 21 | 北那須水道事務所 | 那須塩原市 | 1m | | H23.12.26 | 0.34 | H24.6.13 | 0.34 | H25.3.7 | 0.18 |
| 22 | 畜産酪農研究センター | 那須塩原市 | 1m | 牧草地 | H23.12.20 | 0.94 | H24.8.3 | 0.71 | H25.3.14 | 0.27 |
| | | | | 本館周辺 | H23.12.20 | 0.73 | H24.8.3 | 0.45 | H25.3.14 | 0.38 |
| | | | | 防風林 | H23.12.20 | 0.83 | H24.8.3 | 0.71 | H25.3.26 | 0.48 |
| 23 | 土上平牧場 | 塩谷町 | 1m | | — | — | H24.6.5 | 0.41 | H25.4.23 | 0.21 |
| 24 | 県営埼玉住宅 | 那須塩原市 | 1m | 団地 | — | — | H24.6.27 | 0.46 | H25.3.19 | 0.35 |
| | | | 50cm | 児童遊園 | — | — | H24.6.27 | 0.54 | H25.3.19 | 0.40 |

着色は、積雪あり

東日本大震災の記録

| | |
|-------|-------------------|
| 発行日 | 平成25年9月 |
| 編集・発行 | 栃木県県民生活部消防防災課 |
| | 〒320-8501 |
| | 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 |
| 電話 | 028-623-2136 |